

平成 26 年 9 月 18 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
松 本 純 一

食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正について

健康保険及び後期高齢者医療における食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成 26 年 6 月 30 日付け「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 26 年厚生労働省告示第 274 号）」により改正が行われ、平成 26 年 8 月 1 日より適用されましたのでご連絡申し上げます。

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額は、所得区分に応じて額が定められており、食事療養費の標準負担額は 1 食あたり 260 円とされておりますが、低所得者への配慮として、市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間については、1 食あたりの食事療養標準負担額は 210 円と軽減され、さらに過去 1 年間の入院日数が 90 日超の長期入院該当者の場合 160 円に軽減されているところであります。

これまで、食事療養標準負担額については、長期入院該当者の入院日数を算定するにあたり、当該算定期間中に加入する保険者の変更があった場合、保険者変更前の入院日数と保険者変更後の入院日数を合算する取扱いとなっていないところでした。

つまり、75 歳未満の市町村民税世帯非課税者等であって、長期入院該当者であった方が、75 歳の誕生日を迎え後期高齢者医療に保険者となった場合、一旦長期入院該当者から除外され、改めて 90 日間 1 食あたり 210 円の食事療養標準負担額が適用される扱いとなっていたことから、今回の改正により、保険者の変更があった場合でも、入院日数の算定にあたり前保険者の入院日数と合わせて算定する取扱いとすることとし、平成 26 年 8 月 1 日より適用されることとなりました。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省との連絡不足等から、本文書の発出が改正告示適用後になりましたことをお詫び申し上げます。

<添付資料>

1. 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示(平成26年厚生労働省告示第274号) (官報写し)
2. 「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」の一部改正について
(平26.6.30 保発0630第5号 厚生労働省保険局長)

[参考]

- ・入院時食事療養・生活療養費
- ・長期該当者認定の現行の取扱い(改正前)

保発 0 6 3 0 第 5 号
平成 2 6 年 6 月 3 0 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長
(公 印 省 略)

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び
「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」
の一部改正について

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 8 年厚生省告示第 203 号）及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」（平成 19 年厚生労働省告示第 395 号）について、被保険者間の公平を図る等の観点から、平成 26 年 6 月 30 日付けで健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示（平成 26 年厚生労働省告示第 274 号）により改正し、平成 26 年 8 月 1 日から適用することとしたので、下記に留意の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合への周知等に遺憾なきを期されたい。

記

1 改正の趣旨及び内容

入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額及び入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下「標準負担額」という。）は、所得区分に応じて額が定められているが、市町村民税世帯非課税者等（所得が一定基準以下の者を除く。以下同じ。）の認定を受けている間の入院日数が過去 1 年間で 90 日を超えていることについて保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）の認定（以下「長期入院該当」という。）を受けた者の場合、更に軽減されている。

後期高齢者医療制度において、長期入院該当に係る入院日数の算定に当たり、

被保険者が居住する都道府県の後期高齢者医療広域連合（以下「現広域連合」という。）により市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間の入院日数のみを算定対象としており、新たに被保険者となった場合には改めて現広域連合における入院日数が 90 日を超えるまで長期入院該当とならないことから、これを改め、他の保険者等により市町村民税世帯非課税者等の認定を受けている間の入院日数を合わせて算定することとする。

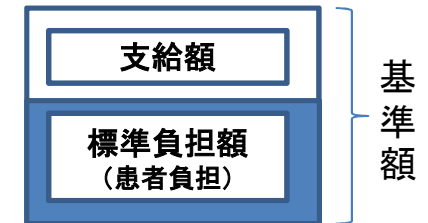
健康保険制度及び国民健康保険制度においては、法令上の明確化を図る観点から同様の改正を行う。

2 適用期日

平成 26 年 8 月 1 日から適用する。

入院時食事療養・生活療養費

- 入院時食事療養費は、保険医療機関に入院したときに必要となる食費の一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。
- 入院時生活療養費は、65歳以上の方が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費の一部を支給し、患者負担の軽減を図る仕組み。
- それぞれの支給額は、食費及び居住費について定めた「基準額」から、被保険者が負担するものとして定めた「標準負担額」を控除した金額。
- 支給方法は、各保険者が被保険者に代わり保険医療機関に直接支払う現物給付方式。
- 低所得者については、申請により患者負担分の標準負担額が減額される。



<65歳以上の標準負担額>

区分	療養病床に入院する65歳以上の方		左以外の方 (一般病床など)
	右以外の方	難病等の入院医療の必要性が高い方	
一般の方	(食費) 1食460円(※1) (居住費) 1日320円	(食費) 1食260円 (居住費) 負担なし	1食260円
市町村民税非課税の世帯に属する方等	(食費) 1食210円 (居住費) 1日320円	(食費) 1食210円 →過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、160円 (居住費) 負担なし	1食210円 →過去1年間の入院日数が90日超の長期該当者の場合、160円
上記のうち、世帯全員が一定の所得以下	(食費) 1食130円(※2) (居住費) 1日320円(※2)	(食費) 1食100円 (居住費) 負担なし	1食100円

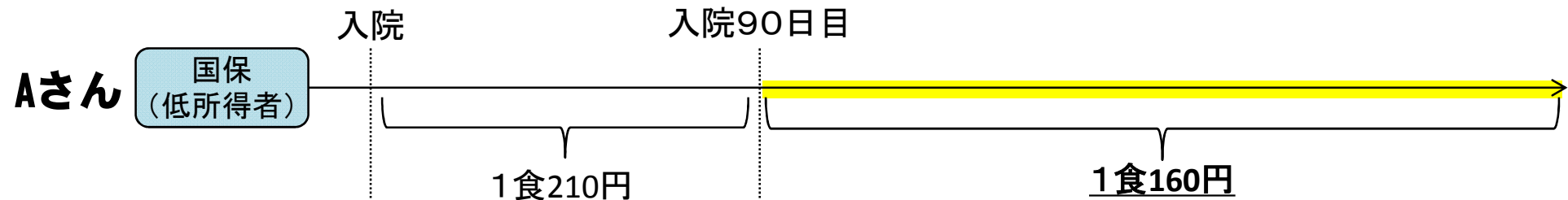
(※1) 管理栄養士等による栄養管理、適時・適温の食事等が提供されている場合に限る。そうでない場合は1食420円。

(※2) 老齢福祉年金受給者の場合はさらに軽減。

長期該当者認定の現行の取扱い

- 低所得者の認定を受けている期間において、過去1年間で入院日数が90日を超える長期該当者の場合、標準負担額が減額される。
- 加入する保険者に変更があった場合（75歳になり後期に加入した場合等）、変更前の入院日数は合算されず、いったん長期該当者ではなくなる。
※国保では、変更前の入院日数を合算して差し支えない旨の通知を発出している。
※健保では、通知等ないが、国保の通知があることから、実務上、合算できる取扱いとしている。

【国保の場合（75歳未満）】



【国保→後期の場合（75歳到達）】

